

ご意見等の概要及びご意見に対する協会の考え方

	該当条項	ご意見概要	協会の考え方
1	「貸金業者の広告に関する細則」 I. 4. (2) III. 4. (2)	表示する機器の仕様や設定によって異なることは承知しているが、インターネットによる広告においては文字サイズを決める際に「ピクセル (px)」の単位を用いることが多いことから、「級」「ポイント」「mm」という単位だけでなく、「ピクセル (px)」についても基準となる目安を示していただきたい。 また、可能であれば、具体的なサンプルを例示していただきたい。	ご指摘のとおり、表示する機器の仕様や設定や各単位によっても大きさは異なりますので、最低限表示しなければならない文字の大きさを取り決めたものです。 なお、具体的な例示につきましては、III. 4. (2)をご参照ください。
2	「貸金業者の広告に関する細則」 III. 4. (1)	貸付条件に係る事項を一部でも記載する場合において、どのような表示であれば一体性が認められるのか。	当該表示（貸付条件に係る事項の一部）の直近に、例えば「詳細はこちら」「貸付条件はこちら」のように表示した上で、遷移先に貸付条件の全てが明確に表示されることで一体性が認められると考えます。
3	「貸金業者の広告に関する細則」 III. 4. (1)	バナー広告に貸付条件に係る事項の一部を表示する場合の誘導先のページとの「一体性を確保するための措置」について、具体例を示していただきたい。バナー広告からの遷移先ページに貸付条件の全てを記載していれば充足していると考えてよいか。	当該表示（貸付条件に係る事項の一部）の直近に、例えば「詳細はこちら」「貸付条件はこちら」のように表示した上で、遷移先に貸付条件の全てが明確に表示されることで一体性が認められると考えます。

ご意見等の概要及びご意見に対する協会の考え方

<p>4</p>	<p>「貸金業者の広告に関する細則」 Ⅲ. 4. (5)</p>	<p>「その他、安易な借りに繋がると思われるWebサイト等」および「不適切な内容を表示しているサイト」とは、どのようなサイトが該当するか例示していただきたい。</p>	<p>個別の事実関係に即して判断すべきものと考えておりますが、Ⅳ. 誇大広告の禁止等に関する遵守事項及び留意事項等において禁止されている表現を記載しているサイトが考えられます。</p>
<p>5</p>	<p>「貸金業者の広告に関する細則」 Ⅲ. 4. (5)</p>	<p>自社に無断で自社ホームページをリンク設定していた不適切サイトの管理者に解除要請を行っても応じないことが想定されるが、貸金業者としては当該要請をすることで本細則に従った対応を実施したという理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。 なお、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則第46条の協会員による説明（例えば、要請等をした記録の保存）につきましてもご留意ください。</p>